

# 田園調布学園大学 内部質保証に関する方針

令和8年3月24日制定

田園調布学園大学（以下、「本学」という。）は、建学の精神である「捨我精進」を教育理念の基盤とし、教育・研究や社会貢献等の諸活動をはじめ組織運営並びに施設設備等（以下、「教育・研究等」という。）の質の向上を恒常的・継続的に図り、持続的な発展に資するとともに、高等教育機関としての社会的責任を果たすため、以下のとおり、内部質保証の方針（以下、「本方針」という。）を定める。

## 1. 内部質保証の基本的な考え方

本学は、教育理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けて、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）の「三つのポリシー」を起点に、教育・研究等の活動状況を自ら客観的に点検・評価を行い、PDCAサイクルを円滑に機能させることにより質の向上に向けた取組が恒常的・継続的に行われるよう内部質保証の組織体制を整備し、全学的な観点から改善・改革を推進する。

## 2. 内部質保証の組織体制

本学は、内部質保証を実効性のあるものとするため、本方針及び「田園調布学園大学 内部質保証体制図」を基軸とし、以下のとおり、その組織体制を構築する。

- (1) 総括責任者は学長とし、本学全体の内部質保証について責任を負う。
- (2) 内部質保証の中核組織として自己点検・評価委員会を置き、本学の自己点検・評価を統括するとともに、改善方策の策定、各部局への助言・指示を行うほか、その実施状況を確認することにより、確実な質向上へと繋げる。
- (3) 客観的なエビデンス（教育データ、アンケート結果等）の分析はIR室で行い、自己点検・評価委員会及び各部局の意思決定を支援する。
- (4) 副学長、学部長、事務局長及び事務局の管理職は、それぞれの組織における質保証の責任を負い、改善活動を牽引する。また、組織間の緊密な連携を図るとともに、自己点検・評価結果を各部局の事業計画や中期計画へ反映させる役割を担う。
- (5) 全学的な内部質保証の推進を支援する事務局は、総合企画課とする。

## 3. 内部質保証の手順（PDCA サイクル）

本学は、前項の組織体制のもと、以下のPDCAサイクルを円滑に機能させ、内部質保証を恒常的・継続的に推進する。

### ○Plan（計画）

本学の教育理念・目的、教育目標及び中長期計画に基づき、各部局は各年度の事業計画を策定する。

### ○Do（実施）

策定した事業計画に基づき、教育・研究等の質の向上を推進する。

### ○Check（点検・評価）

- 各部局は、活動状況について自己点検・評価報告書を毎年作成し、自己点検・評価委員会に提出する。
- 自己点検・評価委員会は、各部局の自己点検・評価報告書を集約し、全学的な観点からこれらを再点検し、妥当性を確認のうえ編集する。

- 適宜、学外有識者等による外部評価（第三者評価）を導入し、本学の自己点検・評価の客観性と妥当性に関する検証・評価を行う。

○Action（改善・向上）

- 各部局は、自己点検・評価委員会による再点検結果に基づき、改善が必要と認められる場合は、具体的な改善計画を策定し、教育・研究等の質を保証し、向上するよう推進する。
- 学長は、自己点検・評価結果の報告を踏まえ、重要な改善事項については教授会や理事会等に報告し、改善・向上に資する措置を指示又は要請する。

#### 4. 内部質保証の重点事項

本学は、内部質保証の推進にあたり、特にその中核となる「教育の質保証」を重点的な取組事項として位置づけ、三つのポリシーを起点に、学内外の意見を取り入れた改善・改革の仕組みを機能させる。

(1) 三つのポリシーに基づく質保証

学部・学科・研究科等は、三つのポリシーを起点とした教育活動の点検と改善の仕組みを確立し、その機能性を定期的に検証する。

(2) 学生・ステークホルダーの意見の反映

- 学生アンケート等により、教育方法や学生の学修状況等を把握・検証のうえ、学修支援や学修環境の改善に活用する。
- 保護者、高校、地方公共団体、民間企業等の学外関係者の意見及び要望を収集・分析し、大学運営の改善に反映させる。

(3) 中長期計画等への反映

自己点検・評価の結果並びに認証評価等の内部質保証の結果を、中長期的な計画の策定及び見直しに適切に反映させる。

#### 5. 教職員の職能開発

本学は、教育・研究等を主体的に推進する教育職員並びに事務職員が、内部質保証の推進に十分に取り組むことができるよう、自己点検・評価委員会とFD・SD委員会が連携・協力し、職能開発を推進する。

#### 6. 情報公開

本学は、教育・研究等の社会における理解の促進を図るとともに、自己点検・評価の結果や改善・改革の状況、認証評価機関による評価結果等、内部質保証の取組やその成果について、社会に対する説明責任を果たし、透明性を担保するため、大学ホームページ等により公表する。

#### 7. 本方針の見直し

本方針は、社会情勢の変化や本学の状況に合わせ、適宜見直しを行い、常に最適な内部質保証体制を維持するものとする。

以上